



■募集種目

自衛官候補生

陸上自衛隊高等工科学科生徒学科生徒

〔問〕 自衛隊知覧分駐所 ☎ 0993-83-1811

募集



〔問〕 Ⅲ 保健体育課 市民体育係
 ■ 区間 Ⅱ 12区間 19・8 km
 ■ 場所 Ⅱ 栗ヶ窪小学校前〜知覧〜川辺文化会館
 ■ 日時 Ⅱ 12月3日（日）【小雨決行】
 午前10時スタート
 伴走は禁止しています。御協力をお願いします。
 交通安全対策として車での応援・



市民の融和と体力の向上を図り、健全で明るいまちづくりを目指して実施します。

第15回南九州市

駅伝競走大会

催し



令和6年度保育所等入所児童 募集！！

募集受付期間 11月13日(月)～12月8日(金)



市内保育所および認定こども園の令和6年度入所児童を募集します。

申し込みは、南九州市に住民登録をしており、児童のすべての保護者（児童の面倒を見ている人）が就労などの理由で、日中保育ができない事情がある人ができます。

日中保育ができない事情とは

- ◎就労（1カ月に64時間以上仕事をしていること）
- ◎保護者の出産前後、病気、負傷または心身に障がいを負っているなど
- ◎児童の家庭内に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時介護、看護にあたっている
- ◎震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
- ◎求職活動（起業準備を含む）
- ◎就学（職業訓練校など含む）
- ◎虐待やDVのおそれがある場合（配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる場合）
- ◎育児休業取得時に、すでに保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ◎その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※申込書や手引きなどは、市役所担当窓口にて配布します。

※市外の保育所等を希望する方も手続きが必要です。窓口にご相談ください。

※今回の募集受付は、令和6年4・5・6月から入所を希望する方が対象です。7月以降に入所を希望される方は、入所希望月の3カ月前から申し込みを受け付けます（7月入所：4月1日から）。

※現在、保育所等に入所中の方については、同受付期間中に現況届の提出が必要です。

※認定こども園（1号認定）の利用を希望される方は、認定こども園に直接申し込みを行ってください。

【市内の保育所等一覧】

額娃	保育所	栗ヶ窪保育所、御領保育園、光栄保育園、ちどり保育園、青戸保育園
	認定こども園	南九州勝縁こども園、大川こども園、額娃保育園
知覧	保育所	明光保育園、大徳寺保育園
	認定こども園	ちらん平和こども園、ちらん中央こども園、大心寺二葉保育園
川辺	保育所	緑が丘保育園
	認定こども園	おののもりこども園、かつめこども園、川辺幼稚園、こばとこども園、こども園ほしのこ

(1) 保育所…保護者（児童の面倒を見ている人）が就労などの理由で、日中保育ができない事情がある保護者に代わって0歳から小学校就学前までの児童を保育する児童福祉施設

(2) 認定こども園…幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設

〔問〕 Ⅲ 福祉課 子育て支援係 額・知 支所 福祉係

第2期南九州市成年後見制度利用促進基本計画(案)のパブリックコメント募集

■趣旨および目的

市では、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が低下している方であっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、「南九州市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目指しています。

このたび第2期基本計画(案)がまとまりましたので、この案に対する市民の皆さんのご意見を次のとおり募集します。

■公表場所

川辺庁舎長寿介護課、福祉課、知覧・頼娃支所福祉係、市ホームページ

■意見の提出方法

川辺庁舎長寿介護課介護予防支援係へ郵送またはご持参いただくか、ファックス、電子メールで送付してください。また、電子申請での意見提出も可能です。

意見提出用紙は、市ホームページおよび上記の公表場所に備えてあります。

FAX 0993-56-5611

✉ chojyu@city.minamikyushu.lg.jp

■募集期間

11月13日(月)～12月13日(水)

[問]  長寿介護課 介護予防支援係

南九州市公共施設のネーミングライツパートナーを募集します！

市では、公共施設におけるネーミングライツ(施設に愛称を付ける権利)の取得を希望する法人などを募集しています。

■募集は次の2つの方法で行っています。

◎施設を特定して募集する「特定募集型」

現在、3地域の文化会館および体育館を特定して募集しています。

◎導入施設も含めて法人などが提案する「提案募集型」

法人などが愛称を付けたい施設を選び、愛称や金額とともに提案することができる方法で随時募集しています。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

[問]  財政課 財産管理係



「防災」「安全・快適」「景観・観光」の観点から、無電柱化が求められています。



11月10日は、無電柱化の日でした。無電柱化事業の詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

無電柱化 国交省 検索

[問]  建設課 土木係

お知らせ



お茶街道ゆとり館の休館について

お茶街道ゆとり館はしばらくの間、休館いたします。

[問]  商工観光課 観光交流係

生ごみ処理機の購入をお助けします！

ご家庭で出た生ごみの処理困っていませんか。『生ごみ処理機』を使い生ごみを減量させましょう。市では、生ごみ処理機等購入費の一部助成、および生ごみ処理機の無料貸出を行っていますので、ぜひご活用ください。



電動生ごみ処理機



コンポスト容器

○生ごみ処理機の種類

生ごみ処理機は生ごみを機器に入れて乾燥させたり、微生物により分解・堆肥化させ生ごみを減量するものです。

生ごみ処理機の種類には、乾燥式、バイオ式などがあり、それぞれ長所・短所があります。

販売店などで説明をよく聞いてご家庭に適した種類を選んでください。

○コンポスト容器

コンポストは庭、生物の働きにより生ごみを発酵・分解させ堆肥化するものです。

堆肥化した生ごみは、家庭菜園や花の栽培などに活用することで、生ごみの再利用につながります。

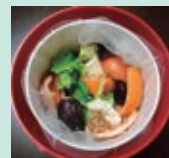
○生ごみ処理機等購入助成及び生ごみ処理機貸出事業

生ごみ処理機等(コンポスト含む)を購入された方に、購入金額の半額を助成(上限額2万円)する制度があります。また、市役所各庁舎で生ごみ処理機(乾燥式)の無料貸出し(貸出期間4週間以内)を行っています。ご購入前の参考として、ぜひご利用ください。

各事業の詳細につきましては担当係までお問い合わせください。

[問]  市民生活課 生活衛生係  知 支所 市民生活係

乾燥式処理機の使用例



生ごみを処理機に投入



水分がなくなりパリパリに！

事業主(給与支払者)の方へ 個人住民税の特別徴収に ついてのお知らせ

従業員の給与から所得税を源泉徴収する給与支払者(事業主)は、個人住民税についても給与から天引きして市町村に納入しなければならぬことが地方税法に定められています。

そのため、南薩地域の4市と鹿児島県は、これまで法令の要件に当てはまる多くの事業主を特別徴収する者(特別徴収義務者)として指定しています。

まだ指定されていない事業主についても、令和6年5月に指定します。す。ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、市税務課または南薩地域振興局県税課にお問い合わせください。

思ったより簡単な特別徴収

◎各月の給与から天引きする税額は、市から通知されるので所得税のように税額を計算する必要がない。また、年末調整の必要もない。

◎天引きした税額は、毎月、金融機関の窓口で納付書を添えて払い込むだけ。毎月の払い込みが面倒なときは、まとめて6月と12月で払い込むこともできる(従業員10人未満で手続きした事業主に限る)。

従業員に喜ばれる特別徴収

◎毎月の給与から天引きされるので、納め忘れの心配がなくなる。

◎これまで1年分を4回で納めていたが、12回(月)の給与天引きとなるので、1回あたりの負担額が減る。

【問】南薩地域振興局県税課
0993-5211317
税務課 市民税係

医療費のお知らせ (医療費通知)について 国民健康保険の方へ

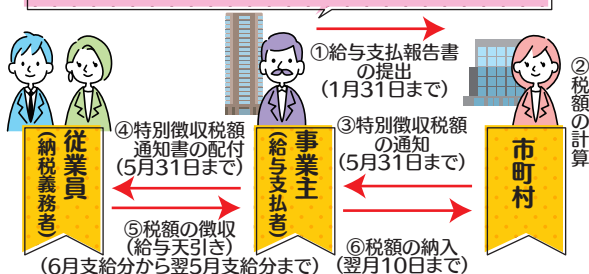
国民健康保険に加入されている世帯へ医療費通知を送付していますが、今年度から年2回の送付となります。

■送付月

・1月(1月～10月診療分)
・3月(11月～12月診療分)

医療費通知は、医療費控除の申告の際に添付資料として利用することができます。

特別徴収(給与天引き)の方法による納税のしくみ



学校などでのけがの取り扱いについて

子ども医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度は使えません。

学校等管理下(登下校中、部活動中を含む)におけるけがの場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付制度の災害共済給付金が優先されます。で、「子ども医療費助成制度」および、「ひとり親家庭等医療費助成制度」の受給資格証は使用できません。医療機関を受診する際には、学校等管理下でのけがであることを伝えてから受給資格者証を提示せずに、医療費の自己負担額の支払いをお願いします。

なお、学校等管理下におけるけがで、受給資格者証を提示して医療機関を受診した場合は福祉課子育て支援係までご連絡ください。

医療費助成後に災害共済給付金との重複支給が発覚した場合、重複した医療費については返納していただきますのでご了承ください。

【問】福祉課子育て支援係

11月以降に医療を受けられた場合、その他、医療費通知に記載されていない医療費控除の対象となる支出がある場合は、別途領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成し申告する必要があります。この場合、医療費の領収書は確定申告の期限から5年間保存する必要があります。

【問】健康増進課 保険係

【知】支所 市民生活係



12月1日から公共施設の予約がインターネットでできます。

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンで、市のスポーツ施設や文化施設などの空き状況の確認や予約ができるようになります。

利用するためには、利用者登録が必要です。



登録と利用はこちらから

【問】企画課 情報政策係

夜間および日曜開庁でマイナンバーカードの交付や申請をサポートします！

■開設日時

開庁日の第1・3木曜日 午後5時15分～午後7時
12月10日(日) 午前8時30分～正午
1月14日(日) 午前8時30分～正午

■開設場所

額娃・知覧・川辺庁舎の市民係および市民生活係
※カードの受け取りに来られる方は、交付通知のハガキと必要書類をご持参ください。
※マイナンバーカードに関すること以外は、受け付けられません。

○すべて無料！(申請・写真撮影・交付)

※紛失などによる再交付を除く

【問】市民生活課 市民係

【知】支所 市民生活係

運動施設の夜間照明点灯について

気軽にスポーツ活動や健康づくりができる場を提供するため、知覧平和公園陸上競技場と諏訪運動公園において、夜間照明を一部点灯します。夜間のウォーキングやジョギングなどにご活用ください（顔娃運動公園は9月より実施済）。

ただし、体育施設（陸上競技場や体育館など）を使用する際は使用料がかかりますのでご注意ください。

【問】保健体育課 市民体育係

サツマイモ基腐病発生軽減対策実証展示圃実績報告会開催

顔娃農業開発研修センターでは、市内におけるサツマイモ基腐病の発生軽減のために展示圃を設置しています。

令和5年度の実証展示圃実績報告会を開催します。

■日時 12月13日（水）午後1時30分

■場所 顔娃農業開発研修センター ※参加希望の方は、12月5日（火）までに、電話もしくはFAXにてお申し込みください。

【問】顔娃農業課 総合研修係（顔娃農業開発研修センター内）

☎ 0993-3812881
 FAX 0993-3812882

浄化槽法定検査（定期検査）について

浄化槽法定検査（定期検査）は、清掃業者が行う保守点検・清掃が適正に行われているか、また浄化槽が適正に使用され、機能が正常に維持されているかを確認するものです。全ての浄化槽は、法律によりこの検査を受けることが義務付けられています。必ず受検してください。



令和5年4月1日現在の定期検査手数料は、次のとおりです。

合併処理浄化槽	基本検査 （ガイドライン検査）	採水員検査
	5,000 円	3,000 円
単独処理浄化槽	ガイドライン検査	採水員検査
	4,000 円	3,000 円
検査頻度	4 年に 1 回	4 年に 3 回

※問題があった合併処理浄化槽は、ガイドライン検査を行います。

【問】鹿児島県知事指定検査機関

（公財）鹿児島県環境保全協会 ☎ 099-286-9000
 市民生活課 環境保全係

知覧・顔娃幼稚園の休園について

南九州市立知覧幼稚園は、令和5年度の園児募集は行わず、令和5年度末をもって休園することになりました。先に決定していた南九州市立顔娃幼稚園も令和5年度末をもって休園いたします。

「市立幼稚園のあり方に関する基本方針」で園児総数が2年連続10人未満となり、かつ民間施設の受け入れが整った段階で休園に向けて事務を進めることになっており、その方針に則って決定したものです。

【問】教育総務課 総務係

フィリピン文化紹介講座

フィリピン出身の方を講師に異国の文化にふれませんか。

■日時 12月3日（日）14時

■場所 知覧文化会館2F 大会議室

■申込方法 11月22日（水）までに、申し込みフォームで申し込みください。

【問】南九州市国際交流協会（市企画課内）



障害のある人への合理的配慮の提供を！

令和6年4月1日から、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取り組みができるか考えていきましょう。

※障害者への具体的な配慮については、県ホームページをご確認ください。



県ホームページ



内閣府リーフレット

「合理的配慮」の具体例

【障害のある人からの申出】



難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。

【申出への対応（合理的配慮の提供）】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

【問】鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課 ☎ 099-286-2953
 鹿児島県障害者権利擁護センター ☎ 099-286-5110
 ✉ k-anshin1@pref.kagoshima.lg.jp

「第75回 人権週間」 12月4日(月)から10日(日)

国際連合は、1948年に世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。

我が国も、同宣言採択を記念して1949年から「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

人権課題には、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、同和問題、外国人の人権、インターネット上の人権侵害などさまざまなものがあります。この機会に「思いやりの心・かけがえのない命」について、もう一度考えてみましょう。



「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」 12月10日(日)から16日(土)

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。



【問】 鹿児島地方方法務局知覧支局 ☎ 0993-83-2208

行政書士による無料相談会

地元の行政書士がお手伝いします。

■日時＝ 12月17日(日)

午後1時15分～午後4時

■会場＝知覧文化会館

■相談内容＝遺言に関すること・相続に関すること・契約に関すること・土地利用に関すること・成年後見に関すること・自動車登録に関すること・相続土地国庫帰属制度・農地転用 など

※行政書士法に規定する業務に限ります。

※相談者の秘密は、固く守られます。

※密集を避けるためご予約をおすすめします。

【問・予】 鹿児島県行政書士会南薩支部

☎ 0993-83-2629 (寺園)

男女共同参画電話相談



0993-83-2511 受付時間：
平日9:00～17:00

性別に関わらず、どなたでも相談できます。
(秘密は固く守られます。)

「家庭のことで悩んでいる」

「DVのことで」

「人間関係がうまくいかない」

「子育てに疲れてしまった」

「ジェンダー、性別のことで悩んでいる」

匿名でのご相談もお受けします。まずご相談ください。

【問】 知 まちづくり推進課 共生・共同推進係

障害者週間

12月3日(日)から9日(土)

障害者週間は、障害者があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。障害者週間を機に、障害についての理解を深め、人格と個性を尊重し支え合い、誰もが安心して地域で暮らすことのできる共生社会をつくっていきましょう。

【問】 福祉課 障害福祉係

かごしま就農・就業相談会

鹿児島県の農業などの担い手を確保することを目的に、就農・就業相談会が開催されます。

予約は不要で、無料で参加できますので、農業などに興味のある方、農業法人への就職を考えている方など、お気軽にご参加ください。

■日時＝令和6年1月13日(土)午前10時～午後4時

■場所＝かごしま県民交流センター(鹿児島市山下町 14-50)

【問】 (公社)鹿児島県農業・農村振興協会 ☎ 099-213-7223

特設人権相談所の開設について



特設人権相談所は、家庭内(結婚、夫婦、親子、相続)や隣近所のもめごとなど、日々の暮らしの中で起こるさまざまな人権に関する問題について、人権擁護委員が相談をお受けします。

予約は不要で、相談は無料。秘密は固く守られます。

■日時＝12月5日(火) 午前10時～午後3時

■場所＝市民交流センターひまわり館

【問】 鹿児島地方方法務局 知覧支局 ☎ 0993-83-2208

南九州市職員
 人事行政の運営などの状況

南九州市職員の人事行政の運営などの状況の公表に関する条例の規定に基づき、南九州市職員の人事行政の運営などの状況について、次のとおり公表します。

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況

項 目	令和3年	令和4年	令和5年
試験による採用者数	15 人	9 人	9 人
選考による採用者数	0 人	0 人	0 人
計	15 人	9 人	9 人

(注)県からの割愛職員は除いています。

(2) 職員の退職者数

項 目	令和4年度中
定年・応募認定退職者数	9 人
普通退職者数	6 人
死亡退職者数	0 人
計	15 人

(注)県からの割愛職員は除いています。

(3) 定員管理の状況（令和5年4月1日現在）

①部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数（人）	主な増減理由
		令和4年（人）	令和5年（人）		
一般行政部門	議 会	4	4	0	
	総 務	82	81	▲ 1	行政改革（事務事業や組織機構の見直し等）による職員減
	税 務	28	28	0	
	民 生	51	50	▲ 1	行政改革（事務事業や組織機構の見直し等）による職員減
	衛 生	24	24	0	
	労 働			0	
	農 林 水 産	56	54	▲ 2	行政改革（事務事業や組織機構の見直し等）による職員減
	商 工	15	13	▲ 2	行政改革（事務事業や組織機構の見直し等）による職員減
	土 木	39	38	▲ 1	行政改革（事務事業や組織機構の見直し等）による職員減
	小 計	299	292	▲ 7	
特別行政	教 育	52	54	2	行政改革（事務事業や組織機構の見直し等）による職員増
など 公営企業	水 道	11	11	0	
	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	15	16	1	行政改革（事務事業や組織機構の見直し等）による職員増
	小 計	27	28	1	
合 計		378	374	▲ 4	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています。

②定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア. 定員適正化目標〔集中改革プラン〕

○計画期間

平成 29 年度中に見直しを行い第3次定員適正化計画を策定しました。

○概 要
 計画期間は平成 30 年度から令和9年度までの 10 年間とします。

計画期間初年度から 50 人を削減し、より簡素で効率的な行政運営を図ります。

イ. 年次別職員数

（単位：人）

部門	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
全部門	減 員		15	26	21	22	13	9	2	13	6	19	▲ 57
	増 員		8	11	15	15	9	7	6	6	6	6	
	差 引		▲ 7	▲ 15	▲ 6	▲ 7	▲ 4	▲ 2	4	▲ 7	0	▲ 13	
	職 員 数	412	405	390	384	377	373	371	375	368	368	355	
	フルタイム再任用職員等	0	0	5	4	3	5	8	8	12	12	19	
	基 準 定 数	412	405	395	388	380	378	379	383	380	380	374	76

(注) 職員数は年度当初の人数であり、市長、副市長、教育長は含みません。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口（年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	（参考）3年度人件費率
4年度	32,377 人（R5.3.31 現在）	25,309,840 千円	654,997 千円	3,167,890 千円	12.52%	12.79%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等や事業費支弁分を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費 （B/A）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
5年度	388 人	1,494,273 千円	257,226 千円	598,819 千円	2,350,318 千円	6,058 千円

(注) 1 職員数、給与費は、再任用職員を含みます。

(注) 2 給与費は、令和5年度当初予算に計上された額です。

(注) 3 職員手当には、退職手当組合負担金を含みません。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢状況（令和5年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
南九州市	326,304 円	44 歳 2 月	338,314 円	52 歳 11 月

(4) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	南九州市	国
一般行政職	大学卒	185,200 円
	高校卒	154,600 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満
	大学卒	175,300 円	186,600 円	195,700 円	208,600 円	224,000 円
一般行政職	高校卒			165,600 円	180,300 円	212,800 円
	10年以上 15年未満			20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満
	大学卒	275,000 円	318,500 円	365,200 円	380,900 円	391,600 円
	高校卒	250,100 円	285,100 円	312,100 円	372,400 円	389,400 円

(注)空欄は該当職員がいないため。

(6) 一般行政職級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事、技師	主任主事、主任技師	主査、技術主査	主任主査、主任技術主査	主 幹	課 長	課 長	
職員数 (構成比)	28人 (9.86%)	23人 (8.10%)	56人 (19.72%)	88人 (30.99%)	66人 (23.24%)	23人 (8.10%)		284人
職 名 別 内 訳	主 事	主任主事	主 査	主任主査	主 幹	課 長	課 長	
	24人	22人	46人	84人	66人	23人		
	技 師	主任技師	技術主査	主任技術主査				
	4人	1人	10人	4人				
職 制 上 の 段 階	係員級		係長級		課長補佐級	課長級		
職員数 (構成比)	51人 (17.96%)		144人 (50.70%)		66人 (23.24%)	23人 (8.11%)		284人

(注) この表は、南九州市職員の給与に関する条例に基づき、職員(一般行政職)を級別に区分したものです。再任用職員は含みません。

(7) 国との給料月額の水準比較 (ラスパイレクス指数※) の状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
一般行政職	97.7	97.5	98.1	98.0	98.0

※一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

(8) 主な職員手当の状況

① 期末・勤勉手当 (令和4年度支給割合)

期 別	期末手当	勤勉手当
6月期	1,200 月	0,950 月
12月期	1,200 月	1,050 月
計	2,400 月	2,000 月

(注) 職務上の段階、職務の級等による加算措置有

③ 特殊勤務手当 (令和5年3月31日現在)

手当の種類 (手当数)	支給職員の多い手当
5	感染症防疫作業・福祉手当・道路上作業手当

⑤ 住居手当 (令和5年4月1日現在)

区 分	借家・間借り	持 家
支 給 額	月額 28,000 円以内	H26.4.1 から廃止

② 退職手当 (令和5年3月31日現在)

勤続年数	自己都合	勤奨・定年
20 年	19.66950 月分	26.36550 月分
25 年	28.03950 月分	33.27075 月分
35 年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分

④ 扶養手当 (令和5年4月1日現在)

区 分	配偶者	子	父母等
支給額	6,500 円	10,000 円	6,500 円
区 分	特定期間の加算		
支給額	5,000 円		

⑥ 通勤手当 (令和5年4月1日現在)

区 分	交通機関利用	交通用具利用
支給額	月額 55,000 円以内	月額 2,000 円から 18,700 円以内

(9) 特別職の報酬などの状況

区 分	給料・報酬月額 (令和5年4月1日現在)	期末手当 (令和3年度支給割合)	削減措置
市 長	828,000 円 (736,900 円)	6月期 1,625 月分	▲ 11.0%
副 市 長	652,000 円 (616,100 円)	12月期 1,675 月分	▲ 5.5%
教 育 長	614,000 円 (592,500 円)	計 3,30 月分	▲ 3.5%
議 長	388,000 円	6月期 1,550 月分	
副 議 長	310,000 円	12月期 1,600 月分	
議 員	286,000 円	計 3,15 月分	

(注) 市長、副市長、教育長の給料月額には、上記表右欄相当の削減措置が実施されています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件などに関する状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように定めています。

(1) 勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	開始時間	休憩時間	終了時間
38 時間 45 分	8:30	12:00 ~ 13:00	17:15

(3) 育児休業および介護休暇取得状況 (令和4年度中の新規取得者)

・育児休業 2 人 ・介護休暇 0 人

(2) 年次有給休暇取得の状況 (令和4年1月1日~令和4年12月31日)

総付日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
11,002.0	2,654.0	281	9.4	24.1%

(注) 市長部局の一般職に属する職員(中途採用退職者、育児休業取得者を除く)

(4) 病欠休暇取得状況 (令和4年度中の取得者)

・取得者数 16 人

4. 職員の分限および懲戒処分の状況 (令和4年度)

(1) 分限処分 3 人 (休職)

(2) 懲戒処分 0 人 (停職 0 人・減給 0 人・戒告 0 人)

5. 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことになっています。そして職員には、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。 ※令和4年度違反者 0 人

6. 職員の研修および人事評価の状況

(1) 職員の研修の状況 (令和4年度)

区 分	研修回数	参加者数
市の実施する研修	9 研修	1,673 人
鹿児島県市町村振興協会の実施する研修	17 研修	69 人
その他の機関が実施する研修	16 研修	19 人

(2) 職員の人事評価の状況

公務能率の増進や人材の育成などを目的とし、定期的に人事評価を行い、その評価結果に応じた措置を講じることとされており、令和4年度においては、下記のとおり実施しました。

評価の回数	評価の期間	評価の対象者数
2 回	4/1 ~ 9/30、10/1 ~ 翌年 3/31	389 人

8. その他

・勤務条件に関する措置の要求の状況
⇒令和4年度要件件数 無し

・不利益処分に関する不服申し立ての状況
⇒令和4年度要件件数 無し

7. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況 (令和4年度)

区 分	受診者数	内 容
職 員 健 康 診 断	183 人	心電図検査・血液検査他 検査料 1,562,370 円
人 間 ド ッ ク	214 人	1日・2日・脳ドックについて市町村職員共済組合からの助成金を差引いた自己負担額の一部を助成 (令和4年度 394,000 円助成)
結 核 検 診	187 人	間接撮影 検査料 213,186 円
ストレスチェックテスト	398 人	

(2) 公務災害補償の状況 (令和4年度) ・認定件数 2 件